

大洲なわとびクラブ規約

第1条（名称）

本規約の対象となるクラブは、「大洲なわとびクラブ」と称する。

第2条（目的）

大洲市内外の園児・小学生・中学生を対象とし、なわとび運動を通して子どもの発育に応じた体力、運動能力と競技力の向上を目指し、子どもたちに積極的にスポーツに取り組むことができるような環境づくりを目指す。また、スポーツを通して健全な人間性を育てることを目的とする。

なわとびを通して、児童相互の交流活動、親子間コミュニケーション促進活動、保護者間交流活動、地域間交流や地域活性化活動を行う。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 大会を中心とした練習、トレーニングを実施していく。
- ② 各種競技大会や記録会への積極的参加を勧める。
- ③ その他、目的達成に関わる活動を取り入れていく。
- ④ 役員会、総会の開催については随時行う。
- ⑤ 連絡・結果等の広報活動はホームページやメール、SNS、リーフレット等で行う。

第4条（会員の構成）

本会は、大洲なわとびクラブ員、指導者、保護者による構成員とし、全会員は参加目的にあわせて積極的に協力していくことを努力目標とする。

第5条（会員の義務）

会員は、安全に運動に取り組めるように以下の項目に気をつけなければならない。会員が未成年のため、その保護者にも教育等責任を負う。

- ① 会員は、いかなる言動においても他の会員を傷つけてはならない。
- ② 会員は、練習や大会、行事への参加に関して、指導者の指示に従って行動しなくてはならない。
- ③ 会員は、活動に利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用しなくてはならない。会員が未成年のため、その保護者は会員に対して、利用する施設、物品を安全に、秩序を守り使用させる義務を有する。活動、およびその前後において、施設や物品を損壊させた場合に、会員とその保護者は、その損害を賠償する義務を有する。
- ④ 貴重品は各自の責任において管理する。

第6条（入会）

本会に入会するものは、次の条件を備えているものとする。

- ① 大洲市内の園児・児童・生徒を中心とした会員とし、本会の目的に賛同・同意した保護者の承認を得た園児・児童・生徒を指導対象とする。
- ② 本会で定める諸規約を守るもの。

第7条（会費）

会費は年会費 1,000 円、月会費 500 円とする。納入方法は 1 回（4 月）、3 回（4 月・8 月・12 月）の選択ができる。

原則として退会者に対しての返金はしない。

第8条（活動の継続）

会員は年度末に、次年度の活動継続の届けを出す。

第9条（退会）

会員は退会届けを出して、任意に退会することができる。本会は、活動継続の届けを出さない者に対して、退会したものとして扱うことができる。

第10条（除名）

次の各号に該当する場合、クラブはその会員を除名し、会費及び諸費用、その他の支払いの請求をすることができる。

- ① 本会は第5条の要件を満たさない会員、第8条の義務を守らない会員。
- ② 会費やその他の支払いを滞納したとき。

第 11 条 (保護者会)

本会保護者会は、会員保護者及び指導者をもって組織する。

第 12 条 (役員)

本会保護者役員は、本会会員保護者の中から 5 名以上選出し、総会にて議決する。任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

・会長 1 名 ・副会長 1 名 ・会計 1 名 ・会計監査 2 名

第 13 条 (総会及び保護者会の開催及び議決事項)

定期総会は毎年 5 月と 12 月に年 2 回開催し、役員選出、予算・決算の審議、規約審議を行う。保護者会は必要に応じ随時開催し、第 4 条の事業内容の決定やそのほか 2 条達成の為に必要な事項を決定する。

第 14 条 (活動細則)

保護者は、クラブ員の健全な育成のため、第 3 条の事業を支援するため、次の各号に掲げる活動を行う。保護者は、練習方法等の指導方針及び選手起用等の試合運営について、その一切の権限を、指導者に一任するものとする。保護者は次のことを協力する。

- ① 主たる活動場所の鍵の管理支援
- ② 活動場所の整備 (清掃等) 支援
- ③ 練習、合宿、各種大会の運営支援
- ④ 活動場所が遠隔地となる場合の往復交通支援 (車移動等)
- ⑤ 指導者及び保護者相互の親睦事業
- ⑥ その他、第 3 条の活動を円滑に進めるために必要な事項

第 15 条 (指導者)

本会は常任指導者をおく。指導者は代表者の推薦に基づいて委託されたもののみとする。

第 16 条 (決議)

総会は 2 / 3 以上の出席者 (委任状を含む) で成立し、規約の変更は出席者の過半数以上の決議により決定する。可否同数の場合は代表者が決定する。

第 17 条 (事故の責任)

会員は本クラブの活動の際には、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。本クラブの活動中に傷害などの事故が起こっても、本クラブおよび指導者に対して一切の損害賠償請求をしないものとする。活動中の傷害についてはスポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応する。また送迎中等の事故については一切責任を負わない。

会員自身が他の会員に損害を与えた場合、その会員自身が責任を負うものとする。

第 18 条 (変更事項の届出)

会員は、住所及びその他入会申込等の記載事項に変更があった場合、速やかに届けなければならない。

第 19 条 (所在地)

本会の所在地を次のとおりとする。

愛媛県大洲市徳森 2353-17

附則

本会の設立年月日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

本規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。